

国は「ぜん息患者の医療費救済制度」をつくる決断を！

医療費救済制度は、自治体任せであってはならない

全国公害患者の会連合会を先頭に東京、千葉、埼玉、川崎、横浜、名古屋、大阪の未救済患者98人が、環境省と自動車メーカー7社を被申立人として公害等調整委員会に「公害調停」の申立て（2月18日）を行いました。

申立の趣旨は、①ぜん息患者の医療費救済制度の創設、②自動車メーカーはその社会的責任において、相応の財源拠出を行うことを求めています。

昭和63年（1988年）国は、全国41の公害指定地域を解除し、新規のぜん息患者の救済の道を閉ざしました。指定地域が解除されたからと言って、自動車排出ガスによる大気汚染公害がなくなったわけではありません。大気汚染の状況は、依然として深刻な状況にあり、ぜん息患者も発生しています。

指定地域解除後、自治体独自でぜん息患者の医療費救済制度を実施したのは、川崎市（平成19年）と東京都（平成20年）です。二つの自治体で現在、制度を適用されている患者は、82、106人（東京74、672人、川崎7、434人）です。他方、ぜん息患者の医療費救済制度は自治体任せにできる課題ではありません。

西淀川、川崎、尼崎、名古屋、東京の大気汚染公害訴訟判決で道路公害（＝自動車排出ガス公害）の国の責任が明らかになっています。私たちは、ぜん息患者の医療費救済制度を、国の責任で一日も早く創設する必要があると考えています。

JR川口駅頭で共同宣伝、大成功！

3月13日（水）、JR川口駅で首都圏共同宣伝を行いました。埼玉での初めての宣伝で、1時間余りでビラがすべて配布されました。

この日は天気も良く、たいへん受け取りが良く、ビラ配りをしている患者に「ぜん息患者が、増えているんですか。何かお手伝いできることは・・・」など声をかけてくれる方や「昨年、全会派一

致で埼玉県議会から国に対し、ぜん息患者の医療費救済制度の創設を求める意見書」が提出したことを訴えると、「えっ」とびつくりしながらビラを受け取っていかれる方もいました。埼玉行動は、大成功を収めました。



2019年4月4日

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子2-8-1-304

☎044-211-0391

川崎北部のぜん息患者と家族の会

川崎市高津区下作延1-13-45-102

☎044-833-9601

川崎公害裁判全面解決から20年環境再生とまちづくり進む

安心して歩けるまちづくりが進みました！

私たち患者会は、大気汚染公害裁判が全面解決を実現したあと、①被害者の完全救済、②公害の根絶、③環境再生とまちづくりの三課題を掲げ、国（国土交通省）と川崎市と意見交換を重ねてきました。その結果、今回、川崎市役所前通りに続き、新川通りが歩行者と自転車の分離・路上駐輪場整備を目的とした第1期工事が始まりました。歩行者と自転車を分離することで、歩行者が安心して歩け、かつ自転車に乗る方々にも便利な構造となります。

患者会は、裁判解決直後から川崎の環境、まちづくりについて、現場を歩き「提言」をまとめ提案をしてきました。何度も意見交換の場を設け、ある時には進んだ経験を一緒に視察に行き、川崎市での具体化できるものを模索してきました。

このほかにも国道1号は、片側3車線の1車線を削り、歩道を広げ歩行者と自転車の分離整備を行うことが決まっています。今年度中に「工事説明会」、社会実験を行うという本格的な工事ははじまります。

PM2.5の常時監視強まる！

PM2.5（微小粒子状物質）は、ぜん息、肺がん、循環器系の疾病を引き起こす有害物質として国は2009年9月に環境基準を定め、常時監視をしています。全国には1800カ所の測定所が設けられています。川崎市内には、一般測定局と自動車排出ガスを図る2種類の常時監視測定局が18カ所あります。

川崎市は昨年度に、中原平和公園自動車排出ガス測定局にPM2.5の測定機を設置し、常時測定を開始し16カ所に設置場所が増えました。未設置局が2局となりました。

全局で常時監視ができるよう一層の努力をお願いします。

